

特定非営利活動法人 焼津育成の会 野いちご
虐待防止及び身体拘束等適正化委員会規程

(目的)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人焼津育成の会野いちご(以下「法人」という。)が運営する事業所において、障害者虐待の防止及び身体拘束等の適正化を推進し、利用者の権利擁護、安全及び安心してサービスを利用できる環境を確保することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条

法人は、虐待防止及び身体拘束等の適正化を推進するため、「虐待等防止委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の業務)

第3条

委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 虐待防止及び身体拘束等適正化に関する取組の推進
- (2) 職員倫理綱領及び虐待防止指針の周知並びに遵守状況の確認
- (3) 虐待及び身体拘束等の防止に関する定期的な点検及びモニタリング
- (4) 虐待、不適切支援又は身体拘束等が発生した場合の事実確認、原因分析及び再発防止策の検討
- (5) 虐待防止及び身体拘束等適正化に関する研修を年1回以上実施するとともに、新規採用職員に対し採用時研修を実施すること。
- (6) 虐待防止指針、身体拘束等適正化指針及び関係規程の点検並びに見直し
- (7) その他、虐待防止及び身体拘束等適正化に関し必要な事項

(委員会の構成)

第4条

委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員長は、虐待防止責任者をもって充てる。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条

委員会は、年1回以上開催するものとする。

2 虐待事案、身体拘束等又はそれらのおそれが認められた場合は、必要に応じて臨時に開催す

る。

3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の職員、利用者、家族、相談支援専門員、医療関係者その他関係者を参考人として出席させることができる。

4 委員会は議事録を作成し、適切に保管する。

(苦情及び相談への対応)

第6条

虐待又は身体拘束等に関する苦情及び相談については、利用契約書及び重要事項説明書に基づき適切に対応する。

(秘密保持)

第7条

委員及び委員会へ出席した者は、委員会で知り得た個人情報及び秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第8条

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会で協議し、理事会の承認を得て定める。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和8年4月1日改正)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

なお、「虐待防止委員会規程」及び「身体拘束等適正化に関する規程」は廃止する。

別表

虐待等防止委員会委員名簿

(令和8年4月1日現在)

虐待等防止委員会委員

所属	氏名	役割
管理者	押尾 浩二	委員長・虐待防止責任者
サービス管理責任者	成岡 史織	
生活支援員	曽根 佳代	虐待防止マネージャー
生活支援員	田中 久恵	
主任職業指導員	山本 衛	
職業指導員	小林 峰子	
職業指導員	時森 由佳利	

備考

- 1 委員は法人の組織体制等に応じて理事長が委嘱する。
- 2 委員の変更があった場合は、本別表を改定し、公表するものとする。
- 3 委員会が必要に応じ、利用者、ご家族、相談支援専門員、医療関係者その他関係者を参考人として出席させることができる。